

令和 6 年度
全国健康保険協会
事業計画（案）及び予算(案)
【船員保険事業関係】

対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

I. 令和6年度の船員保険運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果について KPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。

また、船員の働き方改革や健康確保に向けて、令和5年4月に改正船員法施行規則等が施行された。これにより、船員の健康づくりの基盤が一層整備されることから、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等の関係機関と連携し、引き続き各種施策を強力に推進する。

事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。

II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。

- (1) ICT を効果的に活用して、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。
- (2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。
- (3) 戦略的保険者機能については、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、加入者や船舶所有者の身近な存在としての協会を目指し、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うとともに船員健康づく

りサポーターを拡大すること、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。

(4) 組織体制の強化については、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。

また、システム運営を強化し、マイナンバーカードと保険証の一体化等の国の施策の状況にも応じた船員保険システムを構築していく。

II. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能

① 健全な財政運営の確保

- ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

【重要度：高】

船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

② 正確かつ迅速な業務の実施

- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。(情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内)
- ・ サービススタンダード(職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置と

して協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの 100%達成に努めている。一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、サービススタンダードの 100%を達成することは、困難度が高い。

③ 適正な保険給付の確保

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。

④ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。
- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果

の不合理な差異の解消等) の進捗状況を注視し、今後のレセプト点検方法のあり方を検討する。

- KPI : 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去 3 年度の
平均値以上とする

(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 発生した債権(返納金、損害賠償金等)については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底し、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・ 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、船舶所有者等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ③ 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 による債権回収の減少が

見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

船員保険の債権総額は大きくないため、高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼしてしまう。また、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうため、催告が速やかな納付につながりづらい状況があることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・船舶所有者に周知する。
- ・ 2023 年 1 月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・ マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。

ii) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応

- ・ マイナンバーカードと保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの保険証利用を推進するとともに、船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書

の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。

iii) 電子申請等の導入

- ・ 2025 年度中の電子申請等の導入に向けて、2023 年度中に行った要件定義に基づき、システム開発を進める。

- KPI : 令和 6 年 11 月末時点のマイナ保険証の利用率を 50%以上とする

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・船舶所有者の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

⑦ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

- KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

- ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前

年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑧ 福祉事業の効果的な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

【重要度：高】

無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。

⑨ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。

(2) 戦略的保険者機能

- ① 6年計画である第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について、初年度の取組を着実に実施する。

i) 特定健康診査等の推進

(生活習慣病予防健診)

- ・ 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。
- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- ・ がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には特性に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。

(船員手帳健康証明書データ取得)

- ・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。
- ・ インターネットによる健康証明書の提出方法について、船舶所有者と被保険者へ周知広報を実施し、提出率の向上を図る。
- ・ 健康証明書データの取得に協力いただける漁業協同組合との連携に向けた検討を行い、提供依頼を実施する。

(被扶養者の特定健診)

- ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。
- ・ 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 50.0%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 18.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 32.0%以上とする

【重要度：高】

船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くになくケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。
- ・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。
- ・ 2024 年度から開始される第 4 期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 16.0%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 25.0%以上とする

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の Q O L の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指

導を受ける機会を調整しづらく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。

iii) 加入者の健康意識向上に対する支援

- ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。
- ・ 加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。
- ・ 自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有するアプリを着実に運用するとともに、当該アプリ登録者数の拡大を図る。

iv) 加入者の禁煙に対する支援

- ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
 - ・ 喫煙者に対して個別の禁煙勧奨通知を送付する。
 - ・ 「たばこの害」に関する認知度向上の施策を検討する。特に漁船については関係省庁や漁業協同組合との連携を図る。
- KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を70人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

【重要度：高】

オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。

v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、専門の講師による特別講義を着実に開催する。
- ・ 船内で活用することができる「健康的な食事」に関する広報物を作成し船舶所有者へ提供する。

vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

- ・ 国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。

■ KPI : 「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度 60 社以上とする

※第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（令和 11 年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数 550 社以上）を達成するため毎年度 60 社以上の増加を目指す。

【重要度：高】

未来投資戦略 2018 において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

【困難度：高】

令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が 77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。

② ジェネリック医薬品等の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。
 - ・ バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、国の方針（※）を踏まえ、船員保険における実態等を調査し、取組方法等を検討する。
（※）「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを旨とする」
 - KPI : ジェネリック医薬品使用割合（※）を 85.0%以上とする
- ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標にすることが望ましい」とされており、この目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

③ 情報提供・広報の充実

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監

督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。

- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーターを募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。
- ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。

■ KPI : ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和 5 年度より変更となったため、令和 4 年度以前の数値は除外する。

④ 調査・研究の推進

- ・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことや令和 5 年度に実施した船員の歯・口腔の状況を把握するための分析結果を踏まえた取組を試行する。

(3) 組織・運営体制の強化

① 人事制度の適正な運用

- ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。
- ・ 人事制度の見直しについて、検討結果を踏まえ、制度改正案を策定するとともに、改正内容の実施に向け、職員への制度説明や改正に対応したシステム改修等の準備を進める。

② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。
- ・ その他、受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

③ 働き方改革の推進

- ・ すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。
- ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

④ 内部統制の強化

- ・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。
- ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル

等を点検し、体系的に整備を進める。

- ・ 階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

⑤ 個人情報保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。

⑥ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。
- ・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。

⑦ 災害への対応

- ・ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。
- ・ 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。

⑧ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備

- ・ 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。

⑨ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

⑩ システム関連の取組

- ・ 移管後 10 年を経過した船員保険システムについて、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を実現するため、新システムの構築を行う。
- ・ マイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請に関するシステム対応を行う。

KPI 一覧表

(1) 基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
④ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト	令和3年度末：144.7円 令和4年度末：176.3円

具体的施策	KPI	現状
	内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数	
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① 令和2年度末：90.8% 令和3年度末：90.3% 令和4年度末：89.0% 上記3年度の平均値：89.9% ② 令和2年度末：83.4% 令和3年度末：80.3% 令和4年度末：67.5% 上記3年度の平均値：75.7% ③ 令和2年度末：12.8% 令和3年度末：9.0% 令和4年度末：16.0% 上記3年度の平均値：12.7%
⑥ DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	令和6年11月末時点のマイナ保険証の利用率を50%以上とする	
⑦ 制度の利用促進	① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① 令和2年度末：69.6% 令和3年度末：75.8% 令和4年度末：81.5% 上記3年度の平均値：75.6% ② 令和2年度末：81.7% 令和3年度末：83.3% 令和4年度末：84.2% 上記3年度の平均値：83.1%

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
① i) 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を50.0%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得	① 令和4年度末：46.4% ② 令和4年度末：17.9%

具体的施策	KPI	現状
	率を 18.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 32.0%以上とする	③令和 4 年度末：28.9%
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を 16.0%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 25.0%以上とする	①令和 4 年度末：13.7% ②令和 4 年度末：21.8%
① iv) 加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を 70 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和 4 年度末：126 人
① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度 60 社以上とする ※第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（令和 11 年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数 550 社以上）を達成するため毎年度 60 社以上の増加を目指す。	令和 4 年度：25 社増
② ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を 85.0%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	令和 4 年度末：84.6%
③ 情報提供・広報の充実	ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和 5 年度より変更となったため、令和 4 年度以前の数値は除外する。	令和 2 年度末：1,294,598 件 令和 3 年度末：1,219,376 件 令和 4 年度末：1,241,586 件 上記 3 年度の平均値：1,251,853 件

Ⅲ. 予算

予算総則

令和 6 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の令和 6 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 8 条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム経費	48,374	令和 6 年度以降 3 か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	3,357	令和 6 年度以降 5 か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース 経費	31	令和 6 年度以降 5 か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	18,019	令和 6 年度以降 5 か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
保険契約に係る 経費	0	令和 6 年度以降 2 か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため
事務用品等購入 経費	0	令和 6 年度以降 3 か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

※ 上記の内容については、令和 6 事業年度における全国健康保険協会の予算総則に含め、厚生労働大臣の認可を受けることとなる。

収入支出予算（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（案）

【船員保険勘定】

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	41,773
疾病任意継続被保険者保険料	901
国庫補助金	2,790
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	4,566
貸付返済金収入	0
運用収入	1
寄付金	—
雑収入	90
累積収支からの戻入	685
計	50,969
支出	
保険給付費	27,664
拠出金等	10,815
前期高齢者納付金	2,990
後期高齢者支援金	7,824
退職者給付拠出金	0
病床転換支援金	0
介護納付金	3,034
業務経費	3,152
保険給付等業務経費	301
レセプト業務経費	35
保健事業経費	1,172
福祉事業経費	1,577
その他業務経費	68
一般管理費	3,074
人件費	471
福利厚生費	1
一般事務経費	2,602
貸付金	0
雑支出	40
予備費	150
累積収支への繰入	3,039
翌年度繰越	—
計	50,969

（注1）予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

（注2）計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。